

浜田市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、本市において婚姻をした夫婦に対し、婚姻に伴う費用の一部を補助することにより、当該夫婦の経済的な負担を軽減するとともに、少子化対策及び定住対策の推進を図ることを目的とし、その補助金の交付に関しては、令和3年度地域少子化対策重点推進交付金交付要綱（令和3年3月29日付け府子本第220号内閣総理大臣通知）、令和3年度地域少子化対策重点推進事業実施要領（令和3年3月29日付け府子本第222号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）及び浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、令和3年1月1日から令和4年2月28日までの間に婚姻の届出をした夫婦のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 第5条に規定する交付申請をする日（以下「申請日」という。）において、夫婦の双方が本市の住民基本台帳に記録されている夫婦

(2) 婚姻の届出をした日において、夫婦の双方の年齢が39歳以下である夫婦

(3) 申請日の属する年の前年（申請日が1月1日から5月31日までの日である場合にあっては、前々年。以下「算定年」という。）の夫婦の所得（以下この号において単に「所得」という。）を合算した額（次のいずれかに該当する場合は、それぞれに定める額を差し引いた額）が、400万円未満である夫婦。

ア 夫婦の双方又は一方が離職し、申請日において無職の場合 当該無職の者の所得の額

イ 夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金（公的団体又は民間団体により、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を現に行っている場合 算定年における貸与型奨学金の返済金額

(4) 申請日から継続して5年以上、夫婦の双方が本市に定住する見込みがある夫婦

2 前項の規定にかかわらず、夫婦の双方又は一方が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者としなない。

- (1) この告示に基づく補助金、浜田市結婚新生活応援金支給要綱（令和 3 年浜田市告示第 108 号）に基づく応援金又は他の同種の補助金等の交付を受ける場合
- (2) 市税を滞納している場合
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員である場合
（補助対象事業）

第 3 条 補助の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 住居費用支援事業
 - ア 住宅取得費用支援事業
 - イ 住宅賃借費用支援事業
- (2) 引越費用支援事業
（補助対象経費等）

第 4 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額等は、別表に掲げるとおりとし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

（交付申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浜田市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、令和 4 年 2 月 28 日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本等の写し
- (2) 算定年の夫婦の双方の所得証明書
- (3) 離職票又は離職したことが確認できる書類の写し（第 2 条第 1 項第 3 号アに該当する場合に限る。）
- (4) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類の写し（第 2 条第 1 項第 3 号イに該当する場合に限る。）
- (5) 住宅の売買契約書又は工事請負契約書及び領収書の写し（住宅取得費用支援事業を利用する場合に限る。）
- (6) 住宅の賃貸借契約書の写し（住宅賃借費用支援事業を利用する場合に限る。）
- (7) 住宅手当支給証明書（様式第 2 号）又は給与明細書（住宅賃借費用支援事業を利用する場合に限る。）
- (8) 引越しに係る領収書の写し（引越費用支援事業を利用する場合に限る。）

(9) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、浜田市結婚新生活支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第9条第1項に規定する事由が生じたときは、浜田市結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書（様式第4号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りではない。

2 前条の規定は、前項の規定による承認をする場合について準用する。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業（住宅賃借費用支援事業を利用する場合に限る。）が完了したときは、令和4年2月28日までに浜田市結婚新生活支援事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 領収書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定等)

第9条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、浜田市結婚新生活支援事業補助金確定通知書（様式第6号）により補助業者に通知するものとする。

(交付請求)

第10条 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、浜田市結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

(協力)

第12条 補助金の交付を受けた者は、国又は市長から補助事業に係る調査の依頼があったときは、これに協力しなければならない。

(その他)

第 13 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和 4 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

補助対象事業		補助対象経費	補助金額	補助限度額
住居費用 支援事業	住宅取得費用 支援事業	<p>婚姻に伴う新規の住宅（補助対象者の住所と同一の住所の住宅に限る。以下同じ。）の取得に要する経費。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <p>(1) 土地購入費</p> <p>(2) 住宅ローン手数料</p> <p>(3) リフォーム費、増改築費等</p>	補助対象経費相当額	1 補助対象者当たり 30万円
	住宅賃借費用 支援事業	<p>婚姻に伴う新規の住宅を賃借する際に要する経費（賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料に限る。）。ただし、駐車場代、更新手数料、光熱水費及び設備購入代を除く。</p>	補助対象経費相当額（勤務先から住宅手当の支給を受ける場合又は生活扶助により当該住宅に係る家賃の支給を受けている場合は、当該住宅手当及び当該家賃の支給額を控除した額）	
引越費用 支援事業	<p>婚姻に伴い住宅に引越しをする際に要する経費（引越業者又は運送業者への支払いに係る実費に限る。）。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <p>(1) 自らが使用する自動車の賃</p>	補助対象経費相当額（生活扶助により当該引越しに係る経費の支給を受けている場合は、当該経費		

	借料、燃料代等 (2) 報償費等 (3) 不用品の処分費等	の支給額を控除した額)	
--	-------------------------------------	-------------	--

備考

- 1 この表において「生活扶助」とは、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による生活扶助、住宅扶助その他の扶助をいう。
- 2 補助対象経費は、令和 3 年 1 月 1 日から令和 4 年 2 月 28 日までの間に要したものに限る。
- 3 住宅取得費用支援事業及び住宅賃借費用支援事業は、重複して利用することができない。
- 4 補助金額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。